

前橋市文化協会 入会・退会に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、前橋市文化協会会則第9章第22条(補則)の項の規定に基づき、入会及び退会に関する事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 本会の正会員になろうとするものは、該当する部会長を通じ、入会に関する部会の意見を記した入会申込書(別紙様式1)を会長に提出し、本部役員会の検討を経て入会について理事会の承認を受けるものとする。

(退会)

第3条 本会を退会しようとする会員は、退会届(別紙様式2)を会長に提出するものとする。

2 会長は、本会の会員が会員として不相当と認めたときは、退会の意思がない場合でも該当する部会の意見を部会長を通じて徴し、理事会の承認を受けて退会させることができる。

(様式)

第4条 入会申込書は別紙様式1と退会届は別紙様式2と定める。

(補則)

第5条 この細則について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成15年4月11日から施行する。